

令和2年度第7回和田区地域協議会 次 第

日時：令和2年12月15日（火）午後6時30分から
会場：ラーバンセンター 第4研修室

1 開 会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 令和2年度地域活動支援事業の変更承認について

(2) 地域協議会会長会議について

4 議題

(1) 令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について

(2) その他

5 事務連絡

6 閉 会

令和2年度地域活動支援事業 変更承認申請に関する審査結果

審査日	令和2年11月19日(令和2年度第6回和田区地域協議会)
審査案件	上越妙高駅西口イルミネーション事業(提案団体:脇野田ゆかりの会)の変更承認申請について
審査結果	変更承認申請のあった事業内容案の一部を認める。
内容	<p>全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、不特定多数の人を集める点灯式及び室内で検討・作成作業を行うワークショップの実現性が不透明な状況にあるため、変更承認申請のあった事業内容案の一部を下記のとおり承認する。</p> <p>承認内容</p> <p>(1)承認事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当初計画したブライト隊の組織、運営を取りやめること。・「西口から釜蓋遺跡ガイダンスへ向かう歩道の樹木」のイルミネーション設置をとりやめること。・オーナメント作成過程等をJCV等で発信すること。・オーナメントのデザイン画を募集し、作成・飾り付けすること。・イルミネーション実施及びオーナメント募集に関するポスター、チラシを印刷すること。・オーナメント作成、飾り付けの際、専門家・有識者から監修してもらうこと。 <p>(2)不承認事項</p> <ul style="list-style-type: none">・大勢の人を集めたブライト式(点灯式)・オーナメントのデザイン画の応募者などが参加するワークショップ(オーナメントの検討、作成作業)の実施。

令和2年度地域活動支援事業の変更承認について

事業名	上越妙高駅西口イルミネーション事業						
提案団体名	脇野田ゆかりの会						
交付決定日	令和2年 7月10日						
変更承認申請日	令和2年11月18日						
審査日	令和2年11月19日（第6回和田区地域協議会）						
変更承認決定日	令和2年11月30日						
変更内容	<p>全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、不特定多数の人を集める点灯式及び室内で検討・作成作業を行うワークショップの実現性が不透明な状況にあるため、事業内容の一部を以下のとおり変更する。</p> <p>○当初計画のうち中止するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初計画したブライト隊の組織、運営、ワークショップの実施及び大勢の人を集めたブライト式（点灯式） ・西口から釜蓋遺跡ガイダンスへ向かう歩道の樹木のイルミネーションの設置 <p>○一部内容を変更し実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オーナメント作成過程等をJCV等で発信すること。 ・オーナメントのデザイン画を募集し、作成・飾り付けすること。 ・イルミネーション実施及びオーナメント募集に関するポスター、チラシを印刷すること。 ・オーナメント作成、飾り付けの際、専門家・有識者から監修してもらうこと。 <p>○事業変更に伴う補助金交付額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>既決定額</td> <td>1,829,000円</td> </tr> <tr> <td>増減額</td> <td>△351,000円</td> </tr> <tr> <td>変更決定額</td> <td>1,478,000円</td> </tr> </table>	既決定額	1,829,000円	増減額	△351,000円	変更決定額	1,478,000円
既決定額	1,829,000円						
増減額	△351,000円						
変更決定額	1,478,000円						

令和3年度地域活動支援事業 採択方針等の検討について（和田区）

和田区

〔上越市地域活動支援事業 令和2年度実施分 募集要項〕

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和2年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。

■ 募集期間

令和2年4月1日（水）から
4月28日（火）まで【必着】

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

A

■ 実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■ 支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント！1》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
 - ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 令和3年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治区の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論していく中で、それぞれの想いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

【平原委員】

全体的に選択肢を提示していただいて、その中から選びたいです。過去の経験談もうかがいたいです。

見出し

- ① 変更なし
- ② 変更する

【金子委員】

広報・ホームページに記載しているとのことですが、募集の方法をもっと広くたくさんの方々の目にとまるようにした方が良いと思います。分からない方が大勢いることと思います。たくさんの方の目にとまり、いろいろな団体からの要望があればいいと思います。現状は毎年同じようなメンバーの気がする。今はコロナで思うようにならないこともあります。

今回コロナで西口のイルミネーションについて議論しましたが、行動が遅すぎる。今話し合うことではない。9月には動いていないといけないうのに現在まで滞っていたとは思いませんでした。皆様1回承認したのですが、話し合いするとムダな予算が盛り込まれていた気がします。

その他の認めた事業でも、プレゼン聞いて、すぐに承認して決まった感じでしたが、もっと詳しく話を聞いたり質問したりして決めてもいいと思いました。

会議が3時間以上かかったときは、けっこうキツかった。集中力が欠けます。長時間に及ぶ予定の場合、2回に分けた方が良いでしょう。

A 募集期間について：委員からの意見なし

- ① 変更なし（締切は例年どおりゴールデンウィーク前） → 令和3年4月28日（水）
審査・採択…5月下旬
- ② 募集期間を長くする → 令和3年 月 日（ ）
- ③ 募集期間を短くする → 令和3年 月 日（ ）

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

B

和田区の採択方針

豊かな自然に囲まれた和田区は、北陸新幹線の開業により大きく変化しつつあります。ここで生活する新旧の住民が、連帯感を持ち明るく快適な生活を送るために、また、次代を担う子どもたちが、誇りと愛着を感じられるような魅力と活力ある地域を創造するために、和田区の地域活動資金を活用し、住民が自ら主体的に取り組む事業のうち、先駆的でチャレンジ精神に富んだ次に掲げる事業を優先して採択します。

C

《優先して採択する事業》

○新幹線開業に伴うまちづくり

新幹線開業に伴う意識高揚を図る事業／上越市の玄関口としての情報を発信する事業／空き家活用・居住促進対策事業／研究組織の立ち上げ事業

○環境(自然・生活)の保全・活用

持続可能な環境・社会を目指す事業／地域ぐるみ田園景観づくり事業／関川・矢代川の水辺環境整備事業

○住民自治・交流の促進

住民まちづくり組織の充実事業／新旧住民間の交流促進・連帯意識向上事業

○農・工・商業の活性化

農・工・商の後継者育成確保事業／農・工・商の地域的産業を振興活性化させる事業

○少子高齢化対策

少子化対策事業／老人世帯支援体制づくり事業

○安全・安心対策

子どもたちの安全・安心対策事業／防災体制・住民防災ネットワーク形成事業／通学路歩道整備事業

○教育・文化・スポーツの振興

伝統行事・文化交流促進事業／地理的・歴史的背景から独自の物語を創作する事業／芸術文化育成事業

※上記以外の事業については、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

D

《ここがポイント! 2》

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・公序良俗に反する事業
- ・国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ・行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

B 採択方針について：委員からの意見なし

- ① 変更なし
- ② 変更する

C 優先採択事業について：委員からの意見なし

- ① 全て変更なし
- ② 変更する（削除・追加・内容修正など）

D 対象外事業について：委員からの意見なし

※左記の6つの対象外事業は実施要綱で定められているものであるため、削除は不可

- ① 対象外事業の追加なし
- ② 対象外事業を追加する … [追加する事業]

E

(2) 審査基準

地域協議会では提案者からの事業説明を受け、下記の（ア）、（イ）、（ウ）の審査を行い、その結果をもとに、補助事業としての採否を決定します。

- （ア）**基本審査**：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。審査の結果、「適合しない」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- （イ）**優先採択審査**：提案事業が「和田区の採択方針」の「優先して採択する事業」に該当するかを審査します。この結果、「該当しない」とする委員が過半数となった場合は、優先採択事業ではない「その他の事業」となり、優先採択事業より審査の順位が下位になります。
- （ウ）**審査項目に基づく審査**：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業を採点（配点は各項目1～5点）します。その後、委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
① 公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！3》

- ・地域協議会では、提案者による事業説明を踏まえて審査を行います。
- ・提案者による事業説明は、事業内容やそのねらいなどについて、短時間で説明（プレゼンテーション）していただきます。
- ・地域協議会の審査では、（ア）～（ウ）の審査を踏まえ、最終的に順位を付け、総合的に判断が行われます。

■ 応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**持参**してください。

《ここがポイント！4》

- ・提案する場合は、「地域活動支援事業に関するQ&A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- ・補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- ・市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、**南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- ・自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、**土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・応募に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口と和田地区公民館地域協議会情報コーナーに備えてあります。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

E 審査基準について：委員からの意見なし

(ア) 基本審査

- ① 変更なし
- ② 変更する

(イ) 優先採択審査

- ① 変更なし
- ② 変更する

(ウ) 審査項目に基づく審査 ※審査項目①公益性～⑤発展性は全市共通の必要最小限の基準のため削除は不可

- ① 変更なし
- ② 変更する

提案者によるプレゼンテーション

- ① 変更なし（審査・採択の当日にプレゼンテーションを行う）
- ② 変更する

■令和2年度の補助金額

★ 事業ごとの補助金額は、地域自治体に配分された予算の範囲内で地域自治体ごとに定めます。なお、和田区における補助額の下限は5万円、上限は和田区の予算の範囲内です。

F

《和田区の予算 620万円》

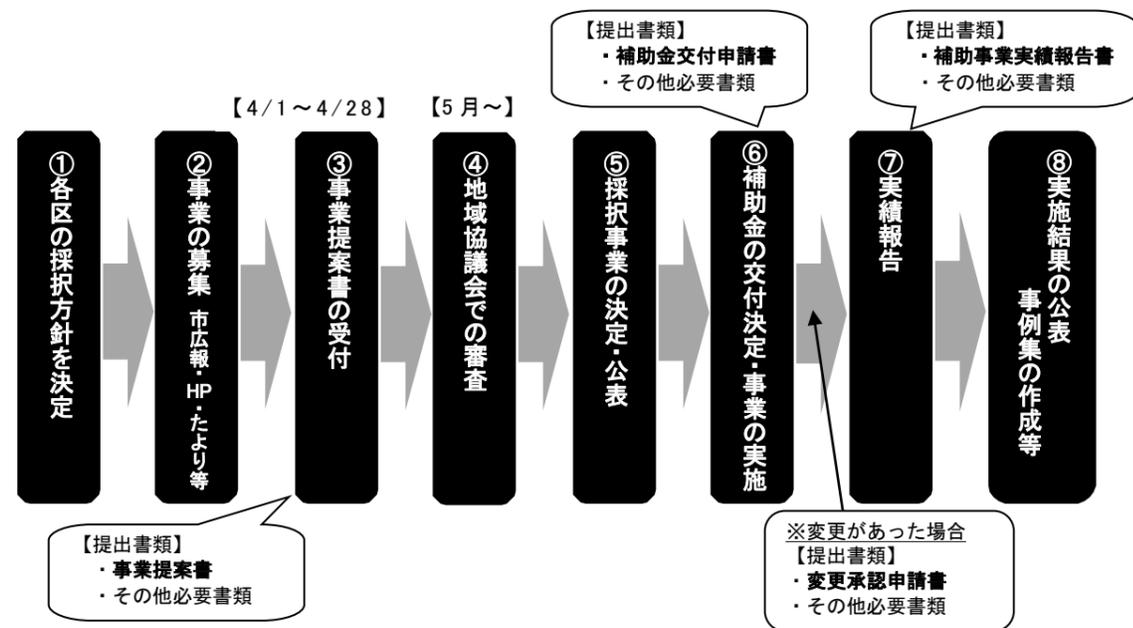
《ここがポイント！5》

・補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。また、提案された事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

■事業の紹介・公表

★ 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
 ★ また、事業の実施結果について、事例集や地域協議会だよりでの公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、
 南部まちづくりセンターにご相談ください！！

和田区の担当事務所
南部まちづくりセンター
 〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)
 TEL 025-522-8831

—事業全体の問合せ先—
 上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
 TEL 025-526-5111 (内線1429)



F 補助金額設定について：委員からの意見あり

【金子委員】

和田区が将来、上越の中心となるようであれば、予算は620万では足りず、高田、直江津並に1,000万以上にしていきたい。

補助金額の下限

- ① 変更なし（5万円）
- ② 下限を設けない
- ③ 金額を変更する → _____円（※1,000円単位）

補助金額の上限

- ① 変更なし（和田区の予算の範囲内）
- ② 上限を設ける → _____円（※1,000円単位）

その他、募集要項に関すること

令和2年度 和田区地域活動支援事業 審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール



(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全委員のうち、提案者による事業説明を受けた委員（当日の出席委員）のみとする。
- ②審査・採点者は、全ての提案事業について審査・採点を行う。
※委員が所属する団体等から提案された事業であっても、審査・採点者になることができる。

(2) 提案事業の通知

- ①事務局は、事業募集終了後速やかに、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」とともに全委員に送付する。

(3) 委員による審査・採点の流れ

- ①委員は、送付された「事業提案書」を確認し、提案者による事業説明の際に質問する事項等をまとめる。（仮採点しておくことが望ましい）
- ②地域協議会を開催し、提案者による事業説明を行う。
- ③事業説明、質疑応答、審査・採点の時間配分は、提案件数により調整する。
- ④事業説明を受けた委員は、説明終了後、事業ごとに審査・採点を行う。
- ⑤審査・採点は、事業ごとに「審査・採点シート」を使用して行う。
- ⑥「審査・採点シート」は無記名とする。ただし、提出後に審査・採点に不備があった場合に事務局が確認できるよう、記号等を振る。
- ⑦基本審査は、「適合する・適合しない」の別を記入し、「適合しない」とした委員は、その理由を記載し、次の優先採択審査と共通審査は行わない。
- ⑧優先採択審査は、「該当する・該当しない」の別を記入する。
- ⑨共通審査は、審査項目ごとに1点から5点の間で採点し、点数を採点欄に記入する。
- ⑩記入後は「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑪審査・採点結果は、事務局に提出した時点で確定し、事後に疑義等が生じても修正は認めない。

(4) 提案事業の得点等の算出

- ①事務局は、事業ごとの審査・採点結果を集計する。
- ②全審査・採点者の共通審査の合計点を提案事業の得点とする。
- ③ただし、事故等により、事業ごとに審査・採点者数が異なる場合は、全審査・採点者の点数を単純平均したものを提案事業の得点とする。（単純平均した結果は、順位を判別できる範囲で少数点以下の端数処理を行う）

(5) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択審査で審査・採点者の過半数が「該当しない」と判断した事業は、「その他の事業」とする。
- ②優先採択事業とその他の事業に区分し、それぞれ上記（4）で算出した得点の高い事業順に並べる。
- ③提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をその他の事業よりも上位とする。
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、速やかに「提案事業順位表」をまとめ、地域協議会に報告する。
- ⑤この結果をもって、提案事業の順位を確定し、以後順位の変更は行わない。

G 審査の基本的なルールについて：委員からの意見なし

(1) 提案事業の審査・採点者 ～ (5) 提案事業の順位の確定

① 変更なし

② 変更する

【参考】提案事業の順位の確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	100
2	事業B（イベント）	○	○	90
3	事業D（文化）	○	○	70
4	事業E（観光振興）	○	○	60
5	事業F（イベント）	○	○	50
6	事業C（イベント）	○	○	30
7	事業H（施設整備）	○	×	50
—	事業G（イベント）	×	—	出さない

2. 採択の基本的なルール



(1) 採択事業と補助金額の検討

- ①基本審査で審査・採点者の過半数が「適合しない」と判断した事業は、不採択とする。
- ②採択事業と補助金額は、提案事業の順位が確定した後、上記不採択事業を除いて、和田区の予算に収まるよう委員間で協議する。
- ③上記不採択事業を除く提案事業の補助金希望額の合計が、和田区の予算を上回る場合は、補助金の配分方法について検討する。また、予算を下回る場合は、補助金希望額に対して満額補助を基本とするが、地域協議会で検討して減額することができる。
- ④採択の当落線上に複数の提案事業が同順位（同点）で並んでいる場合は、当該事業間で優劣をつけることができる。
- ⑤補助金額の上限は和田区の予算の範囲内とし、下限は5万円とする。

(2) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局を通じて市長に報告する。
- ②事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

H 採択の基本的なルールについて：委員からの意見あり

【平原委員】

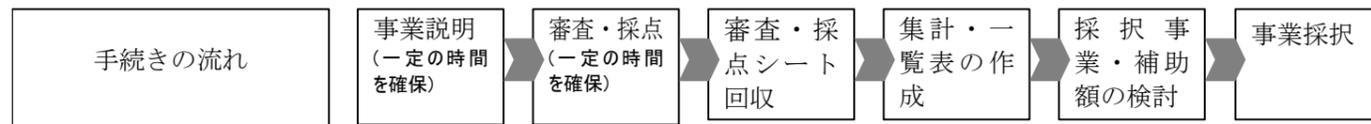
採択されたものに順位がつくが、何に反映されているのか？
例えば、順位毎に申請額のうち何%が採択額というようになる等してはどうか？

(1) 採択事業と補助金額の検討 ～ (2) 採択事業と補助金額の決定

- ① 変更なし
- ② 変更する

<補足> 事業説明から事業採択までの流れ（イメージ）

提案件数により、事業説明時間・採点時間を検討する



※下記は、令和2年度の内容です。

管理No. 【注意】記名しないこと

【和田区】
地域活動支援事業 審査・採点シート



I 審査・採点シートについて：委員からの意見なし

1 採点対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2. 基本審査

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<input type="checkbox"/> 適合する (3. へ) <input type="checkbox"/> 適合しない (理由記載)
----------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。(複数可) <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由(簡潔に記載)
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------

3 優先採択・共通審査

(1) 優先採択審査

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は審査しないこと。

※右の欄のいずれか一つに☑を入れてください。

優先採択事業に該当しているか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
----------------	--------------------------------------------------------------

(2) 共通審査基準

※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は採点しないこと。

審査項目	審査基準	メモ欄※			配点	採点欄
		良い	普通	悪い		
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の成果が広く地域に還元されるものか 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか 	_____	_____	_____	5	
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか 緊急性の高い提案事業であるか ほかの方法で代替できないものであるか 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。 	_____	_____	_____	5	
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> 目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか 資金調達の規模や時期に無理はないか 	_____	_____	_____	5	
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか 	_____	_____	_____	5	
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか 提案団体に、信頼性や将来性はあるか 	_____	_____	_____	5	
合計					25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。

令和2年度和田区地域協議会 活動報告会（案）

- 1 開催日時 令和3年3月4日（木）18：30～
- 2 会 場 ラーバンセンター 2階 第4研修室
- 3 内 容 （1）令和2年度地域協議会の活動報告
（2）令和3年度地域活動支援事業の概要説明
- 4 周 知 和田区地域協議会だより1月25日号で案内